

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。有害なサイトから子供達を守るとというのがフィルタリングの趣旨だそうですが、有害であるかの判断はどのようにして行うのかが不明です。本当は有害でないサイトも運用者の恣意的な判断で有害と認定されると去れる恐れがあります。</p> <p>また、子供自身にそのサイトが有害であるかどうか判断させる力を育成させるべきです。フィルタリングによって本当に有害なサイトから確かに子供を守ることができるかもしれませんが、その子供たちが大人になったら、どうやって有害なサイトかどうかを判断するのでしょうか。このことから考えると、フィルタリングは子供への行き過ぎた保護であり、判断力のない人間を量産する結果につながります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 東京都青少年の健全な育成に関する条例（他道府県の同様の条例も）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の廃止・同様の都道府県条例の廃止をお願いします。</p>